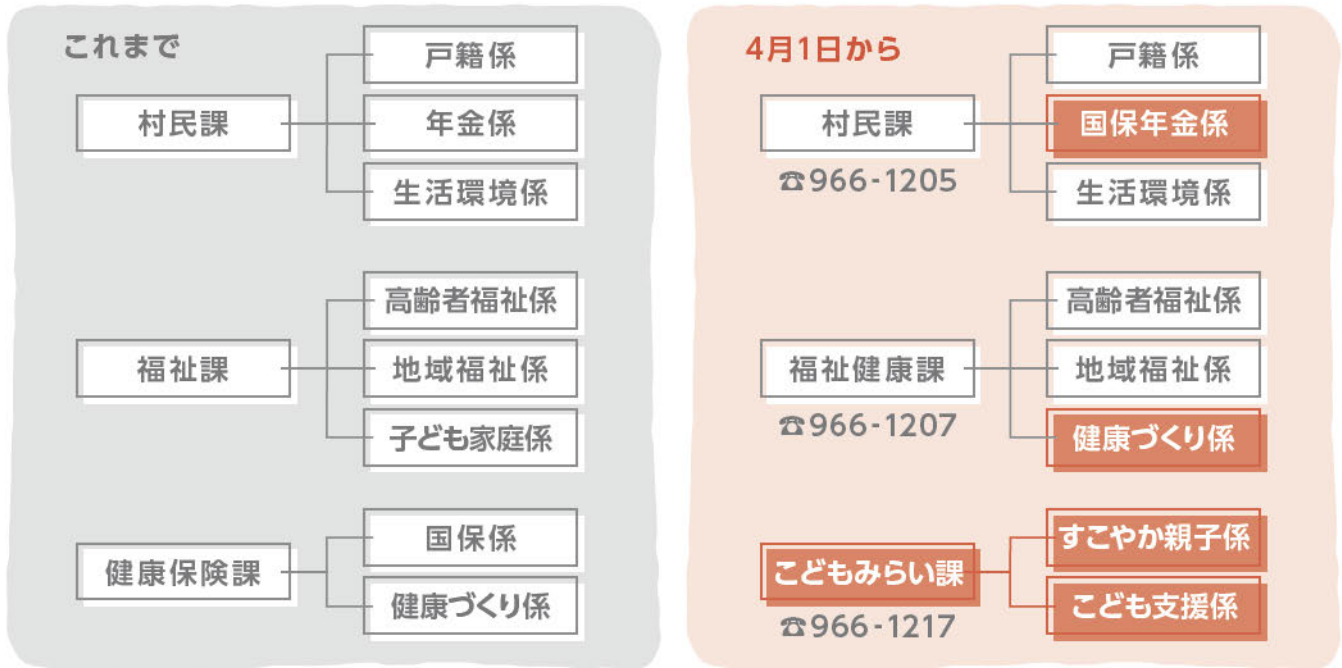


村役場の組織が変わります！

住民サービスの向上と効率化のため、4月1日から組織の一部を再編します。



こどもみらい課

子育てに関する手続きの一本化や子育て世帯への支援を目指し、令和8年4月から「こどもみらい課」ができました。こどもみらい課内にこども家庭センターを設置し、妊娠中から18歳までのこどもや保護者を対象に切れ目ない支援、より身近な窓口を目指します。

「すこやか親子係(こども家庭センター)」…妊娠・出産・こどもの検診・予防接種・家庭児童相談等
「こども支援係」…保育園・こども園・子ども医療・児童手当・児童扶養手当等

係名変更

健康保険課「国保係」と村民課「年金係」を統合し、「国保年金係」に変更。

こども誰でも通園制度が始まります！

令和8年度から、保護者の就労の有無に関係なく、月に一定の時間内で保育所などを利用できる「こども誰でも通園制度」が始まります。

こどもに家庭とは異なる経験をさせたい方や、同じ年ごろのこどもなど、家族以外の人と関わる機会を得たい方はぜひご利用ください。

対象児童 村内在住の0歳6か月～2歳(満3歳未満)で、現在保育所・認定こども園・企業主導型保育施設等に在籍していないこども

利用時間 こども1人につき月10時間まで(1回2時間30分×4回)

実施施設 安富祖こども園、山田保育所

※申請方法など詳しくは、決定次第ホームページでお知らせします。



お問い合わせ:こどもみらい課 こども支援係 ☎966-1217